第3回都区財政調整協議会幹事会(R4.12.23)

主な発言概要

本資料は第3回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 財源見通しについて

【都】

それでは、まず財源見通しについて説明いたします。

東京都の令和5年度予算及び令和4年度補正予算の編成作業は、現在も続いておりますので、 本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。

また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見通しであり、また、税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されておりません。今後、変動がありうることをお断りしておきます。

(令和4年度の財源見通し)

それでは、まず令和4年度の財源見通しについてです。

調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、

- ・固定資産税が、約158億円、率にして1.2%の増、
- ・市町村民税法人分は、約625億円、率にして11.3%の増、
- ・特別土地保有税については、ほぼ予算額と同額、
- ・法人事業税交付対象額は、約144億円、率にして19.3%の増、
- ・固定資産税減収補塡特別交付金は、ほぼ予算額と同額、

となることで、それぞれ見込んでいます。

これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム比で、約926億円、率にして4.7%の増と見込んでいます。

これを財調交付金55.1%相当で計算しますと、約510億円の増となり、普通交付金が約485 億円の増、特別交付金が約26億円の増となります。

財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金につきましては、当初算定時に 約402億円の算定残が発生していましたので、約887億円が最終的な算定残となる見込みです。

(令和5年度の財源見通し)

続いて、令和5年度の財源見通しについて説明いたします。

- ・固定資産税は、1兆4,261億3千6百万円、
- ・市町村民税法人分は、5,985億3千3百万円、
- ・特別土地保有税は、1千万円、
- ・法人事業税交付対象額は、853億4千9百万円、
- ・固定資産税減収補塡特別交付金は、3百万円、
- これらを合わせた調整税等の合計は、2兆1,100億3千1百万円と見込んでいます。
- これを55.1%相当で計算しますと、1兆1,626億2千7百万円となり、これに、令和3年度の精

算分、317億2千2百万円を加味した交付金総額では、1兆1,943億4千9百万円となります。

この結果、普通交付金の額としては、1兆1、346億3千2百万円と見込んでいます。

ただいま申し上げました財源見通しを、令和4年度当初フレームと比較すると、

固定資産税は、率にして5.3%の増、

市町村民税法人分は、8.7%の増、

法人事業税交付対象額は、14.4%の増、

と見込んでおり、調整税等の全体では、6.6%の増と見込んでいます。

普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約808億円、率にして7.7%の増となる見込みです。

(基準財政収入額見込み)

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

各項目の収入見込額を申し上げます。

- ・特別区民税が、9,452億6千1百万円
- ・軽自動車税環境性能割が、3億1百万円
- ・軽自動車税種別割が、35億9千2百万円
- ・特別区たばこ税が、654億7千1百万円
- ・利子割交付金が、33億3千5百万円
- ・配当割交付金が、172億7百万円
- ・株式等譲渡所得割交付金が、166億5千4百万円
- ・地方消費税交付金が、2,370億1千9百万円
- ・ゴルフ場利用税交付金が、3千6百万円
- ・環境性能割交付金が、34億2千5百万円
- ・地方特例交付金が、55億7千1百万円
- ・その他の譲与税等が、162億3千3百万円
- ・特別区民税特例加減算額が、マイナス121億6千3百万円
- ・地方消費税交付金特例加算額が、217億9千6百万円となり、

基準財政収入額合計では、令和4年度フレーム対比で、901億9千7百万円、率にして7.3%増の、1兆3,237億3千9百万円を見込んでおります。

基準財政収入額の見込方法等、詳細につきましては、この後、担当から説明させていただきます。

(基準財政需要額の見込み)

続きまして、基準財政需要額ですが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、 約2兆1,036億円となっています。

なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいます。

(普通交付金所要額見込み)

その結果、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和5年度の普通交付金所要額は、約7,799億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約3,548億円超過すると見込んでいます。

以上が、現時点での財源見通しです。

(再調整に係る提案説明)

続いて、令和4年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明いたします。

先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約887億円となる見込みです。

この取扱いにつきましては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに 基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金 で交付することといたします。

この普通交付金の再算定にあたりましては、令和4年度の財政需要を改めて見直した上で、 次の項目について検討を進めています。

- ・都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定 していますが、将来の財政負担を軽減するため、一部前倒しでの算定
- ・義務教育施設の新築・増築等に要する経費についても、同じく将来の財政負担を軽減するため、令和4年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定

これらの項目について、再算定で算定すべきと考えております。

(情報の取扱いについて)

最後に、今回ご説明しました、財源見通しの情報の取扱いについて一言申し上げます。 東京都の予算編成作業は現在も続いており、本日お示しした金額は、編成途中の見込み額 でございます。

このため、本日説明した情報については、取扱いに十分ご注意ください。 財源見通し等に関する説明は以上でございます。

■ 基準財政収入額の見通し

【都】

それでは、私から、基準財政収入額見込の概要につきまして、説明いたします。

令和5年度の基準財政収入額は、1兆3,237億3千9百万円と、令和4年度フレームと比べて、901億9千7百万円、率にして7.3%の増を見込んでおります。

これは主に、特別区民税及び地方消費税交付金の増を見込んだことによるものでございます。

特別区民税につきましては、「ふるさと納税」による寄附金税額控除は引き続き増えているものの、雇用・所得環境の段階的な回復による総所得金額の増などにより、約506億円、率にして5.7%の増を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、個人消費や輸入が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、地方消費税交付金特例加算額とあわせて約394億円、率にして18.0%の増を見込んでおります。

特別区たばこ税につきましては、直近の都たばこ税に係る売渡本数の実績を基に算定した結果、売渡本数増加の影響により、増額を見込んでおります。

なお、本日ご説明した令和5年度の基準財政収入額は、現時点の見込みでございます。令和5年度税制改正による影響につきましては、現在、精査を進めているところでございます。収入見込に変動が生じる場合には、次回幹事会にて、改めてお示しいたします。

続きまして、配布資料の、「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響 見込額(令和4年度分)」をご覧ください。

こちらは、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和5年度の区別算定に係る 基礎数値となります。

資料の数値につきましては、すでに、都区双方の事務方で確認しておりますが、改めてご

確認ください。

特例加減算額の措置につきましては、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様 に確認していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

■ 財源見通しを受けての発言

【区】

それでは、最初に、令和4年度の再調整について、区側の考えを申し上げます。

先ほど都側から、再調整項目として、都市計画交付金の地方債収入相当額の前倒し算定と、 義務教育施設の新増築等に係る経費の算定について、提案がございました。

項目として理解しましたが、区側としては、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考えます。

また、その他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきです。

具体的には、区有施設の光熱水費高騰をはじめとした物価の高騰対策に係る経費や、中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分)に係る経費、HPVワクチンのキャッチアップ接種等に係る経費、小学校費に係る医療的ケア児支援経費、保育士等の処遇改善に係る経費、また、ウクライナ避難民支援に係る経費、公共施設の改築工事費の算定が挙げられます。

そのほか、年度途中開設のために当初算定の対象となっていない区の児童相談所関連経費 や、情報セキュリティクラウド運用経費について、算定を求めます。

次に、令和5年度の財源見通しについてですが、ただいまの都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということでした。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただきます。私からは以上です。

■ 保育力強化事業費の廃止

【都】

私からは、保育力強化事業費の廃止について発言します。

前回の幹事会において、区側から、新たな態容補正が必要と考える理由について、発言がありました。

前回の幹事会でも発言したとおり、態容補正の新設にあたっては、算定の簡素合理化の観点から、その必要性を十分に検証する必要があると考えます。

第1回幹事会でも発言したとおり、本事業は、平成30年度時点で実施区が11区であったところ、令和3年度では実施区が8区と減少傾向にあります。

減少傾向にある本事業に対し、態容補正を新設することは、算定の簡素合理化の観点から妥当ではないと考えます。

私からは以上です。

【区】

都側から説明のありました、保育力強化事業費の廃止について発言いたします。

都側から「減少傾向にある本事業に対し、態容補正を新設することは、算定の簡素合理化

の観点から妥当ではないと考えます。」との発言がありました。

第2回幹事会で申し上げた通り、本事業は都区双方において重要な事業であると認識しております。

そのため、実施区は減少傾向にあるものの、普通交付金で捕捉すべき項目であると考えます。

一方で、このまま議論が膠着したまま、本提案が不調となることは、区間配分の観点から も望ましくありません。

区としては、態容補正による対応をとるべきという考えに変わりないものの、少なくとも 特別交付金において、引き続き算定すべきであると考えます。

普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する 運用について」に記載される算定項目のうち、B-エに該当すると考えますが、都側の見解 を伺います。

私からは以上です。

■ 学校運営費(調理従事者ノロウイルス検査委託の見直し)

【区】

私からは、学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費の見直しについて、 発言いたします。

第2回幹事会で、都側より、基準財政需要額のあり方の協議の中で、「個々の事務に即して「合理的かつ妥当な水準」を判断していくべきもの」と発言がありました。今後、国や都の基準を上回る場合でも、個々の事務に即し判断することをお願いいたします。

次に、標準区経費の設定について、都側より、「事業を実施していないという区の実態も 反映したものとなっており、まさに特別区の実態を踏まえたものである」と発言がありました。 また、「特別区の実態」について区側の見解を求める発言がありました。

都の発行する「都区財政調整について」によれば、基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額とあります。よって、標準区経費とは、単一の仮想の特別区、すなわち標準区が標準的な行政を行うにあたって、必要な額と考えます。

必要な額の設定にあたっては、経費が突出している区の数値などを除外します。つまり、 必要な額を大きく超えている数値や、事業実施の実態のない区の数値等を協議の中等で調整 の上、除外して設定しているわけです。これにより、標準的な行政を行うにあたって、各特 別区に必要な額が算定されます。

このように、突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて「特別区の実態」ですが、それらを基に、標準的な行政の実施に必要な額となるよう、数値を精査することが標準区経費の設定方法であると考えます。

なお、都側提案は、未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていないため、妥当ではないと考えます。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から「特別区の実態」に関する見解として、「突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて『特別区の実態』」であるとの見解が述べられました。

また、標準区経費の設定について、都の発行する「都区財政調整について」を引用し、「基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額」であると述べられました。

これらの見解については、都としても異論はありませんが、基準財政需要額は「合理的かつ妥当な水準」において、必要な額を定めるものであり、実態を基にした経費設定における「合理的かつ妥当な水準」としては、事業の未実施区も含めるべきものと考えております。

また、区側からは、都側提案は「標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていない」と発言がありましたが、財調交付金は、標準算定という性格上、区の決算を保障するものではありません。

加えて、仮に全ての事業について、実施区のみの実態を踏まえて標準区経費を設定した場合、「基準財政需要額」全体では著しい過大算定になることが想定されます。

都側の見解は、ただいま述べたとおりであり、都側提案に沿って見直すべきと考えておりますが、今回の協議では都区の見解を一致させることは困難です。

しかしながら、本事業の現行算定は充足率が小学校費は1800%超、中学校費は1500%超と、 著しく過大な算定となっていることから、何らかの見直しは必須であると考えます。

そこで、平成31年度財調協議における区側提案で行っていた実施回数の設定方法を用いて 試算したところ、都側提案と比較し、経費自体は23区総体の所要経費に近づいたことから、 当該方法を用いた修正案を提出します。

なお、今回の修正提案は、現行算定の改善を優先して行うもので、あくまで例外的な対応 であり、繰り返しになりますが、特別区の実態を踏まえた標準区経費の設定方法についての 考え方は、都区の見解が一致していないことを申し添えます。

私からは以上です。

■ 都区間の財源配分に関する事項

【都】

私からは、都区間の財源配分に関する事項について発言いたします。

まず、前回の幹事会において、区側から「都が主張する二つの要件は、今回のケースにおいても、配分割合を変更しない論拠とはならない」との発言がありました。

配分割合を変更する際の原則は、あくまで、平成12年に都区で合意した都区制度改革実施大綱に基づく「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、地方自治法施行令第210条の14で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」になります。これにより、都区で協議して決めるものと考えております。

次に、区側から「地方自治法施行令第210条の14による配分割合の変更ではなく、先ほど説明した都区の役割分担の変更に応じた変更を求めておりますので、都側が指摘するような観点は必要がない」との発言がありましたが、都側は役割分担と財源保障のそれぞれの観点から議論が必要であることを再三申し上げております。

次に、区側から「今回のケースは、施行令第210条の14の規定を適用すべきかどうかが問われるのではなく、それ以前の問題として、役割分担の変更に伴う配分割合の変更によって「特別区総体の財源保障」の枠を確保するものであり、両者を混同した議論は避けるべきである」との発言がありましたが、これまでの協議でも繰り返し申し上げていますが、都としてはそれぞれの観点から考えるべきと申し上げております。

次に、区側から「法の解釈として、都区間の財源配分は、都区間の役割分担に応じて配分を 行うということが原則であるか」との発言がありました。

これまでの幹事会でも申し上げておりますが、地方自治法第282条第1項及び第2項の規定に

おいて、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。 また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなけ ればならない。とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきであると いうのが都の考えです。

次に、区側から「所要額が無視できない規模である」との発言がありましたが、今年度は将 来の需要である公共施設改築工事費等を臨時算定しています。

「無視できない規模」とは、具体的にどのような規模と認識しているのか、区側の見解を伺います。

なお、区側から「大変嘆かわしい気持ちであります。」、「責任ある行政機関として、そのような姿勢は問題があるのではないでしょうか。」、「この点を一致させなければ、議論が先に進まない」などの発言がありましたが、財調協議はお互いの立場を尊重しながら、都区で真摯に協議を尽くすことが必要であると考えますので、自らの主張と一致しなければ、その先の議論を進めないというのは、協議の姿勢として極めて不適切であると申し上げておきます。

最後に、区側から「特別区の児童相談所設置による役割分担の変更に伴い、関連事務の実績に見合う財源が確保されるよう、配分割合の変更を求める」との発言がありましたが、第2回幹事会で申し上げたとおり、児童福祉法に基づく児童相談所の設置は都道府県に義務付けられており、特別区は政令で指定された場合のみ設置可能となっていること。特別区のエリアにおける児童相談所の設置が、令和4年度末時点で7区が区立児童相談所を設置しており、他の16区は、都の児童相談所がその役割を担っていること。都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在4区3か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定であること。児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っている現状があり、児童福祉法で、児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支援施設を区が設置していないこと。

こうした状況から、都としては、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変 更に該当するものではないと考えております。

あわせて、財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするのが基本的な考え方であります。

今年度は、区立児童相談所の運営経費である約88億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来の需要である公共施設改築工事費等を臨時算定しています。

従って、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではありません。

私からは以上です。

【区】

ただいま、都側から説明のありました都区間の財源配分に関する事項について、発言いたします。

まず、都区間の財源配分の考え方として、財源配分の決定方法について、確認させていただきます。

前回幹事会において、区側からの「法の解釈として、都区間の財源配分は、都区間の役割分担に応じて配分を行うということが原則であるということでよろしいか」という質問に対し、今回、都側からは「地方自治法第282条第1項及び第2項の規定において、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。とされているこ

とから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきであるというのが都の考えです。」との 発言がありました。

区側の質問の趣旨は、都区間の財源配分の原則は、都区の役割分担に応じて配分するという ことでいいかどうかを確認しているので、全く回答になっておりません。

また、都側の発言は、前回と同様の主張を繰り返しております。おそらく、地方自治法の逐 条解説に「都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210 条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。」と記載されて いることから、これを引用していると承知しております。

区側としても、その内容が重要なことであることは理解しています。しかし、都が引用されている内容は、逐条解説の〔運用〕のところで説明されているものであり、配分割合を定めるに当たって配慮すべき留意事項です。財源配分の決定方法ではありません。

区側が申し上げているのは、〔運用〕の説明の前段の〔解釈〕のところで説明されている、「都が一般的には市が処理する事務の一部を処理していること」、「その場合、事務に要する経費に充当するため、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うべきこと」という内容です。

つまり、財源配分の決定方法は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村財源を分けるものであるいうことを説明しています。

このことは、平成12年都区制度改革を決定した平成10年地方自治法改正時の自治省作成資料「改正地方制度資料第二十五部」の「今回の改革後も都区財政調整制度を存置する理由」の説明の中でより明確に記されています。

すなわち、「大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務について は本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の 財源配分を適切に行う必要がある」とし、これを「都と特別区の財源配分機能」であるとして います。

この記述に続き、「特別区の存する区域にあっては、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で大都市の一体性及び統一性を確保するためその行政水準の均衡を図る必要がある」として、これを「特別区の財源保障機能」であり、「財源調整機能」であるとしていますが、この都区間配分と区間配分の両者が都区財政調整制度の存在意義であり、都区間配分と区間配分の問題は、明確に区別する必要があります。

いずれにしても、都は、逐条解説の記述のうち、運用上の留意点を財源配分の決定方法を定める基本的な考え方としているわけですが、何故、その前段の、配分割合は都区の役割に応じて定めるものであることについて触れないのでしょうか。

大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には 市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適 切に行うのが、都区間配分であり、財源配分の決定方法であります。

それでも、都は、「都区の役割分担に応じた財源配分の原則」をお認めにならないということで、区側は認識いたしますが、そのように捉えてよろしいでしょうか。お答えください。

また、前回幹事会でお示した参考資料において、平成12年の主要5課題の確認事項や平成18年の主要5課題の整理として都区のあり方検討へ至る合意について、都側の認識を伺いますが、当時は、「都区間の財源配分は、都区間の役割分担に応じて配分を行うという原則」を前提に都区の協議を行っていたという事実はお認めになりますでしょうか。お答えください。

次に、配分割合の変更の考え方について、確認させていただきます。

前回幹事会において、都側からの「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるという発言を受けまして、区側は、平成19年度、

令和2年度の配分割合の変更事例は、都側が説明するそれぞれの観点とは、具体的に、役割分担の観点でどのように判断し、財源の過不足の観点でどのように判断した結果なのか、具体的にお示しいただきたいと発言をしております。

この回答として、都側は、平成19年度、令和2年度の配分割合の変更は、平成19年度、令和2年度都区財政調整方針には変更事由の記載がなく、都区で協議して合意した事実以外はないという発言をされております。

これを受けて、区側は、都が主張する二つの要件について、具体的にどのように判断したものであるか、都が説明ができていないことから、そもそも都が主張する二つの要件によることなく、配分割合を変更した事例になることになるという認識の下、今回のケースにおいても、配分割合を変更しない論拠とはならなくなることを、指摘しているわけです。

この指摘に対し、都側は、再び、二つの要件を示すのみであり、全く回答になっておりません。

また、区側の認識は、平成19年度、令和2年度の変更事例は、平成12年都区制度改革実施大綱に定める変更事由である「都と特別区の役割分担の大幅な変更」あるいは「大規模な税財政制度の改正」に該当したことから、配分割合の変更に至ったものと考えております。一方、都側が挙げる地方自治法施行令第210条の14の「財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」には、平成19年度、令和2年度ともに、該当する状況ではありませんでした。

このことからも、都側が挙げる二つの要件のうち、少なくとも、地方自治法施行令第210条の14の規定を満たすことなく、変更を行っているという事実がある、ということになります。 よって、この点からも、都側が示す二つの要件を同時に満たすことが必須であるというもの

この区側の解釈に、誤りがある場合は、根拠とともにお示しください。

ではないことが証明されております。

なお、確認ですが、都側は、都区合意として、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」のみを挙げておりますが、正確には、都区合意は「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」という合意内容になっており、この変更事由3点については、都側も異論がないということでよろしいでしょうか。

次に、区側が、地方自治法施行令第210条の14による変更ではなく、都区の役割分担の変更 に応じた配分割合の変更を求めているため、都側が指摘するような観点は必要がないという発 言に対し、今回、都側は、役割分担と財源保障のそれぞれの観点から議論が必要であることを 再三申し上げているとの発言がありました。

区側は、都側が示した役割分担と財源保障のそれぞれの観点に対し、独立した2つの変更事由があるということや、財源保障の観点から「特別区総体の財源保障をすべき」であることなどを詳細に説明した上で、都が指摘する観点は不要であることを主張しております。

にもかかわらず、都側は、区側の説明に対し、反論することもなく、一方的に、役割分担と 財源保障のそれぞれの観点から議論が必要であることを繰り返し主張されております。

都区の協議の場でありますので、区側の説明に対し、異なる主張を行うのであれば、都側は その理由を明確にした上で反論し、なぜ都が主張する観点で議論が必要なのか、しっかりと説 明する必要があると考えます。それが、真摯に協議を尽くすということではないでしょうか。 都側が協議姿勢を改めていただいた上で、区側の財源保障の観点からの説明に関し、反論があ れば具体的にその考え方をお示しください。

次に、今年度において、臨時算定をしていることを前提に、「無視できない規模」とは、具体的にどのような規模と認識しているのかというご質問がありましたので、回答いたします。 まず、今年度、区側提案としての児童相談所関連経費の需要額の規模は、設置区8区で、約 140億円です。また、設置希望のある22区が、すべて設置した場合の需要額の規模は、約360億円と見込んでおります。

都側の質問の意図は、今年度臨時算定をしていることから、「配分割合を変更しなければ、 児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか」ということであると思 います。

これについては、前回幹事会において縷々説明させていただいたとおり、区側が求めているのは、地方自治法施行令第210条の14の規定の適用ではなく、「特別区総体の財源保障」としての都区の役割分担の変更に応じた配分割合の変更であるため、そのような観点での議論は不要であるということをすでに申し上げているとおりであります。異論があるということであれば、しっかりとその根拠を説明した上で、ご主張いただきたいということを申し上げておきます。

また、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではない旨、ご主張がありましたが、配分割合によって得られる区側の財源は、特別区の固有財源であり、需要算定は全て必要な需要として算定されるべきものであることは、これまでに申し上げているとおりです。

最後に、都側から「現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当する ものではない」として、4つの事項を挙げております。

繰り返しになりますが、この4つの事項は、いずれも論拠に欠けるものです。

1つ目の、特別区の児童相談所は一斉移管ではなく令和4年度末時点で設置区が7区であるということですが、設置区が7区であったとしても、当該区において役割分担の大幅な変更が生じている以上、実施大綱に定める変更事由である都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることに変わりはありません。

2つ目の、児童相談所は都に設置義務があって、特別区は設置ができるだけだということですが、特別区は、政令指定されることで、都から権限が移り、都と同様に児童相談所の設置が 義務づけられるものです。

3つ目の、都が児童相談所未設置区で、サテライトオフィスの設置等を進めているといこうことですが、それは、都の管轄の区域の施策であり、当該経費について財源移譲を求めているものではありません。

4つ目の、本来設置区が担う業務を都が担っているということですが、都から児童相談所設置区へ移管された権限については、設置区は、全て法的責任を果たしています。都が指摘する児童自立支援施設への委託は、対象児童を措置する法的責任を果たすために委託という手段を用いたのであって、この手段による実施も含めて、政令指定申請を行い、都の副申と国の政令指定があったということを改めて申し上げておきます。また、他の政令市・児童相談所設置中核市24市のうち、当該施設を設置しているのは4市に留まっております。都側の考え方では、これら未設置自治体についても、法的責任が果たせていないということになります。一方で、未設置自治体も含め、地方交付税制度では、関連経費の財源を移転する措置が採られています。こういった点を踏まえれば、都の指摘は根拠となり得ません。

都側の主張の要点は、特別区のエリアにおいて、7区に児童相談所が設置されているとしても、都が担っている地域が多くあり、エリア全体では大きな変更となっていないということだと推察しますが、配分割合を変更するのは、設置区の所要額についてであり、たとえ設置区が限られていたとしても、児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から設置区に権限が移管されることは、それ自体大幅な役割分担の変更となるため、当然、都区の役割分担が大幅に変更されていることになります。

また、特別区による児童相談所の設置は、児童相談所設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も準備の整った区から順次設置していくことが予定され

ています。設置区数が順次増加していくこと、また、所要額が無視できない規模であることも 踏まえれば、大幅な役割分担の変更に当たるものです。

以上のことから、4つの事項は、いずれも論拠に欠けるものであることを改めて申し上げて おきます。

なお、都側より、再三にわたり、「特別区は、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となっている」と発言されていることに関し、これは明確に誤りであり、正確には、児童福祉法上、特別区は児童相談所を設置可能であり、政令指定を受けた場合は、設置が義務付けられることになるので、今後は表現にご留意いただきたいと申し上げましたが、その後も同様の発言を繰り返しております。区側の指摘に誤りがあるということであれば、ご指摘をいただきたいと思いますが、区側の指摘が誤りでないということであれば、訂正いただきたいと思います。都側の回答を求めます。

私からは以上です。

【都】

まず、区側から「都は、都区の役割分担に応じた財源配分の原則を認めないということで、区側は認識するが、そのように捉えてよいか」との発言がありましたが、これまでも繰り返し申し上げておりますが、地方自治法第282条第1項及び第2項の規定において、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきであるというのが都の考えです。

次に、区側から「平成12年の主要5課題の確認事項や平成18年の主要5課題の整理として都区のあり方検討へ至る合意について、当時は、都区間の財源配分は、都区間の役割分担に応じて配分を行うという原則を前提に都区の協議を行っていたという事実は認めるか」との発言がありました。

平成12年度財調協議や平成12年都区制度改革に向けた協議など、それぞれの都区合意に基づく様々な議論を行った経緯がありますが、都区間の財源配分については、これまでも繰り返し申し上げておりますが、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要があり、また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならないとされていることから、これにより、都区の協議で決めるものと考えます。

次に、区側から「都側が示す二つの要件を同時に満たすことが必須であるというものではないことが証明されている。この区側の解釈に誤りがあるか」との発言がありましたが、配分割合を変更する際の原則は、これまでも繰り返し説明していますが、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えております。

次に、区側から「正確には、都区合意は配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税 財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、 その他必要があると認められる場合に変更する。という合意内容になっており、この変更事由 3点については、都側も異論がないか」との発言がありました。

平成12年に都区で合意した都区制度改革実施大綱においては、配分割合は中期的に安定的なものとして、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更するという3点に合意したことは当然承知しています。

しかしながら、本協議においては、配分割合を変更する際の原則である「都と特別区の事務

配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」のそれぞれの観点からの協議が必要であるというのが、都としての考え方であります。

次に、区側から「区側の財源保障の観点からの説明に関し、反論があれば具体的にその考え 方を示されたい」との発言がありました。

協議会でも申し上げましたが、地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14に関し、『「著しく異なることとなる場合」には、制度改正や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。』としています。

このことから、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」において も、地方自治法施行令第210条の14の規定に基づく財源保障の観点が必要となります。

この点については、第1回幹事会の都側参考資料として付けているとおり、「清掃事業なんかもその一つでございますが、これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになってくる場合には、これも交付税制度でいいます6条の3第2項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。」という国会答弁があることからも明らかです。

こうしたことを踏まえ、配分割合については、それぞれの観点から、都区で協議をした上で 決めるものと考えています。

次に、区側から「児童福祉法上、特別区は児童相談所を設置可能であり、政令指定を受けた場合は、設置が義務付けられる」との発言がありましたが、特別区は任意で政令指定を受けた区に児童相談所の設置義務が伴うため、事実上、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となるものと認識しており、そのように発言したものです。

繰り返しになりますが、いずれにしましても、都としては、現時点で、都と特別区の事務配 分又は役割分担の大幅な変更に該当するものではないと考えております。

あわせて、財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするのが基本的な考え方であります。

今年度は、区立児童相談所の運営経費である約88億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来の需要である公共施設改築工事費等を臨時算定しています。

従って、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではありません。

また、来年度の財源見通しを鑑みれば、必要な需要は算定され、需要を割り落とすという状況とならないことは明らかです。

私からは以上です。

【区】

都区間の財源配分の考え方について、都は「都区の役割分担に応じた財源配分の原則」をお認めにならないということで、区側は認識してよいかという質問に対し、再度、逐条解説のご説明があるのみで、質問への回答はありませんでした。

これまで、何度も申し上げてまいりましたが、「都区の役割分担に応じた財源配分」は、区の独自の考え方ではなく、総務省にも確認した法解釈としての原則です。

さきほど、平成12年都区制度改革を決定した平成10年地方自治法改正時の自治省作成資料を 引用して、お話をさせていただきましたが、改めて、お伺いします。 大都市としての一体性・均質性の確保の観点から都に留保される事務については本来的には 市町村税をもって充てられるべき性格のものであるため、そのための都と区間の財源配分を適 切に行うのが、都区間配分であり、配分割合の定め方であるということ、つまり「都区の役割 分担に応じた財源配分の原則」について、お認めになるか、それとも否定されるか、いずれか で、お答えください。

次に、配分割合の変更の考え方について、都側が挙げる二つの要件のうち、少なくとも、地方自治法施行令第210条の14の規定を満たすことなく、過去に変更を行っているという事実があることから、都側が示す二つの要件を同時に満たすことが必須ではない、という区側の解釈に誤りがある場合には、都側のご指摘を求めておりましたが、再度、二つの要件を挙げるのみで、特段のご指摘はありませんでした。

このため、都は、地方自治法施行令第210条の14の規定によらず、実施大綱に基づく「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」等により、配分割合の変更が可能であるということを認めたということになりますが、改めて、お伺いします。

地方自治法施行令第210条の14の規定によらなければ、配分割合の変更はできないのか、できるのか、いずれかでお答えください。

また、仮に、施行令の適用が絶対条件であるとすれば、平成19年度、令和2年度の配分割合変更は、施行令が適用されたものなのか、適用されていないのか、いずれかでお答えください。その場合、仮に、以前のお答えのように、都区の協議で決まったこととおっしゃるのであれば、配分割合は、施行令の適用が無くとも、都区の協議で変更できるということになりますが、そういうお考えということでいいのか、そういうお考えではないのか、いずれかでお答えください。

さらに、もし、施行令の適用が無くとも、都区の協議で配分割合の変更ができるということであれば、今回の協議においても、著しい財源の過不足が見込まれるかどうかについては、配分割合変更の絶対条件とはならないということになりますが、そういうことでよろしいのか、そういうことではないのか、いずれかでお答えください。

次に、先ほど、「特別区は、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となっている」 との都側発言が繰り返されており、これは、児童福祉法上、誤りであるので、訂正していただ きたい旨、区側から発言いたしました。

一方、都側からは、「特別区は任意で政令指定を受けた区に児童相談所の設置義務が伴うため、事実上、政令で指定された場合のみ児童相談所を設置可能となるものと認識しており、そのように発言したもの」との返答がありました。

これは、法の規定としては、誤りがあったことということを認めたと解釈させていただきます。法令に基づく行政運営を行う執行機関として、今後は、正確な発言をしていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【都】

まず、区側から「都区の役割分担に応じた財源配分の原則について、認めるのか、それとも否定するのか」との発言がありましたが、これまでも繰り返し申し上げておりますが、地方自治法第282条第1項及び第2項の規定において、都区間の財源配分については、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要がある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定にも鑑みると中期的には安定的な割合を定めなければならない。とされていることから、この考えにより、都区間の財源を配分すべきであるというのが都の考えです。

次に、区側から「地方自治法施行令第210条の14の規定によらなければ、配分割合の変更は

できないのか、できるのか」、「配分割合は、施行令の適用が無くとも、都区の協議で変更できるということになりますが、そういう考えということでいいのか、そういう考えではないのか」、「著しい財源の過不足が見込まれるかどうかについては、配分割合変更の絶対条件とはならないということになりますが、そういうことでよろしいのか、そういうことではないのか」との発言がありました。

配分割合を変更する際の原則は、あくまで、平成12年に都区で合意した都区制度改革実施大綱に基づく「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、地方自治法施行令第210条の14で規定されている「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」になります。これにより、都区で協議して決めるものと考えております。

次に、区側から「平成19年度、令和2年度の配分割合変更は、施行令が適用されたものなのか、適用されていないのか」との発言がありました。これまでの幹事会でも申し上げておりますが、これについては、都区で真摯に協議を尽くした結果であると認識しています。平成19年度、令和2年度都区財政調整方針には変更事由の記載がありません。改めて申し上げますが、都区で協議して合意した事実以外はありません。

次に、区側から「法の規定としては、誤りがあったことということを認めたと解釈する」との発言がありましたが、都としては、事実上の認識を述べたものであり、誤りがあったことを認めたものではありません。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【都】

私からは、特別交付金について発言いたします。

前回までの幹事会で、区側から、「生活困窮者自立支援事業」について、「普遍性を理由に 普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で『標準算定』として除外される理 由」を求める発言がありましたので、お答えいたします。

当該事業は多数のメニューから構成されていますが、その標準区経費の考え方として、全ての国庫負担・補助メニューを標準算定の対象としつつ、そのうち、半数以上の区で実施が確認できたものを標準区経費として積み上げる形をとっています。

このため、「都区財政調整」、いわゆる「算定本」に掲載されていないメニューについても、標準区経費としての積み上げはありませんが、標準算定の対象として、特別交付金の算定対象外と取り扱っているところです。

なお、メニューの改廃が多い事業であることから、その標準区経費については、平成28年度 財調協議で新規算定して以降、区側提案に基づき、随時、メニューの追加や既存メニューの算 定充実を行ってきたものと認識しています。

私からは以上です。

【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

先ほど、都側から、「「都区財政調整」、いわゆる「算定本」に掲載されていないメニューについても、標準区経費としての積み上げはありませんが、標準算定の対象として、特別交付金の算定対象外と取り扱っている」との発言がありました。

本件については、区が認識していなかった運用ルールとして受けとっております。

この運用では、特別区の需要として普遍性がないという理由で、標準区経費の積み上げの

対象外となっているメニューについて、自主財源事業でないにも関わらず、財調上捕捉されないことになってしまいます。

区としては、自主財源事業でないものについては、財調上算定されるべきであり、それこそが財源保障であると考えております。従って、標準区経費として適切に積み上げられていないものについては、財調の財源保障機能を担保するためにも、少なくとも特別交付金で算定されるべきです。

財調は、特別区を対象とした法定の財源保障制度ですが、都の運用方法では、制度として 必要な対応が取れていないと考えます。このことについて、都の見解を伺います。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

[区]

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から都市計画税が「都が賦課徴収する目的税」であること及び「法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる」ことを理由に、「財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではない」との見解が示されました。

まず、「都が賦課徴収する目的税」であることについてですが、第2回幹事会でも申し上げましたが、平成19年度財調協議まで、財調協議の場において、都区双方で議論を行っております。都市計画税はそれ以前から「都が賦課徴収する目的税」であったことから、財調協議の場で議論をしない理由にはなっておりません。

次に「法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる」との見解についてですが、特別区域の都市計画税の考え方について整理すると、都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための市町村目的税です。

しかし、特別区域の都市計画税は、地方税法第735条において「都を市とみなして第四章中市町村の目的税に関する部分の規定を準用する。」とあることから、都が賦課徴収しているものであり、都が市町村目的税である都市計画税を課税している理由は、過去の改正地方制度資料より「特別区の存する区域における都市計画事業の大半を都が実施していること。」となっております。

都市計画税は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源ですが、特別区域では都税とされていることから、特別区が行う都市計画事業の財源を確保するため、都は特別区に対して、都市計画税を原資にした都市計画交付金を交付しております。

そして、この特別区の都市計画交付金の配分については、平成10年4月7日の衆議院の地方 行政委員会での自治省税務局長の発言より「東京都と特別区において適切な調整がなされる べきものである」としており、都区双方で都市計画事業を実施している実態を踏まえれば、 都市計画事業や土地区画整理事業に充当するための目的税である都市計画税を原資とする都 市計画交付金については、都区間でその運用について協議すべきことは言うまでもありません。

しかしながら、都側は協議を拒み、都が決めた運用手法を一方的に区側に押し付けております。このような状況が続いていることから、今回、改めて総務省の見解を確認したのです。 平成19年度財調協議まで、財調協議の場において、都区双方で議論を行ってきたという事 実がある中で、「法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等と は制度上の性格が異なる」との見解では、財調協議の場で議論をしない理由にはなっており ません。

それでもなお、都側から都市計画税が「都が賦課徴収する目的税」であること及び「法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる」ことを理由に、「財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではない」とするならば、過去の都区及び国の整理を無視した運用を行っていると言わざるを得ません。

以上、過去の都区及び国の整理を踏まえて、都市計画交付金のあり方について、財調協議の場で議論すべきと考えますが、改めて都側の見解をお示しください。

万が一、財調協議の場で議論すべきではないと考える場合は、その根拠も含めて明確にお 示しください。

私からは以上です。

【都】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金については、都市計画税が地方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、都の予算により対応していくものと考えております。

都市計画交付金の運用に当たっては、「5項目の課題」に係る平成18年2月の都区合意以降 も、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、対象事業の見直し等を行って きております。

今後も、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら 対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

[区]

財調協議の場での議論について、都側から「都市計画税が地方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、都の予算により対応していくものと考えて」いるとの見解が示されました。

繰り返し申し上げますが、本来、基礎自治体の財源である都市計画税については、平成10年4月7日の衆議院の地方行政委員会において「東京都と特別区において適切な調整がなされるべきものである」との国の見解が示されており、今回改めて国に確認をしたところ、都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべきという見解が示されております。

都区双方で都市計画事業を実施している実態を踏まえれば、都市計画事業や土地区画整理 事業に充当するための目的税である都市計画税を原資とする都市計画交付金については、都 区間でその運用について協議すべきことは言うまでもありません。

区側としては、都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直 しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、 本来的には財調協議において議論することが相応しいと考えます。

しかしながら、都側から改めて、財調協議での議論には応じない旨の見解が示されました。 そうであるならば、財調協議以外の場であれば区側との協議は行うという考えなのでしょうか。都側の見解を伺います。

なお、ここで言う財調協議以外の場とは、特別区の代表者の集まる場のことであり、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについては、個別の区と協議できる内容ではないことを申し添えておきます。

私からは以上です。

【都】

区側から協議の場について発言がありましたが、都としましては、繰り返しとなりますが、 今後とも引き続き、各区から直接、現状や課題などを伺いながら、都の予算により適切に対 応していくことで、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ってまいりたいと考えて おります。

私からは以上です。

■ 基準財政需要額のあり方

[区]

私からは、保育所等の利用者負担の見直し、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費に係る基準財政需要額のあり方について発言いたします。

まず、前回までの発言から、財調では、特別区の実態に関係なく、一律に国や都の基準が合理的かつ妥当な水準になるわけではないという都側の考えが確認できました。また、個々の事務に即して、合理的かつ妥当な水準を判断していくこともわかりました。

以上を踏まえ、改めて区の意見を述べます。

第一に、保育所等の利用者負担額についてです。

前回、都側から、「既に財調の基準財政需要額では、地方交付税で算定していない事業についても算定しております。」という発言がありました。

これにより、財調の基準財政需要額が、地方交付税の範囲を超える事業を捕捉するものであることについて、都区で共通認識を持つことができたと考えます。

区としては、さらに一歩踏み込んで、本事業について財調で算定すべきと考えます。

都側から、政令に基づく上限額をもって合理的かつ妥当な水準であるとの発言がありました。その理由については、大きく二つあると認識しています。一つ目は、上限額が国庫負担金等の精算基準となっていること、二つ目は、地方交付税の設定が上限額を前提としていること、以上の二点です。

一つ目についてですが、そもそも政令の定める上限額は、国庫負担金等の精算基準であるものの、利用者負担額そのものは、上限の範囲内で、各自治体の判断で決定します。区としては、国の基準を越えていたとしても、特別区の実態によっては算定すべき項目があると考えていますが、そもそも本事業は、国の上限の範囲内で対応しているもので、国の基準を逸脱しているものではありません。このような観点からも、特別区の実態を、財調の水準として適用することに、なんら問題がないと考えます。

なお、過去の協議でも述べましたが、都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えないことについて、申し添えておきます。

二つ目についてですが、先に述べたように、財調の基準財政需要額は、地方交付税の需要の範囲を超えて捕捉すべきであることを踏まえて考えるべきです。

そこで、地方交付税の範囲を超えて捕捉すべき行政需要は何かと考えた場合、まずは特別 区における普遍的な行政需要が対象となると考えます。このため、特別区で普遍的に採用されている水準の利用者負担額で、算定すべきと考えます。

このように、一律でなく、個々の事務に即して、合理的かつ妥当な水準とすべきと考えるのであれば、本件については区案のとおり設定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

なお、財調において、一律に国の基準が適用されないのであれば、単に国の基準であることだけでは、財調の水準を国の基準とすることの理由にはならないことについて、申し添えておきます。

第二に、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について発言します。

都側からは、「都補助制度の見直しなどが実施されるといった状況の変化がない限りは、 見直し等の必要はない」とありました。

都補助制度をもって、合理的かつ妥当な水準とする理由は、「都事業については、都民が 都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責 任をもって定めたものであ」るためとのことです。

しかし、原則、すべての都の基準と言われるものは、都内のどこに住んでいても同水準の 行政サービスが受けられるよう都が判断し、責任をもって定められたもの、と考えられます。 このため、区としては、その理由のみでは、一律に、都が判断した基準が財調の合理的か つ妥当な水準であると、主張されているように受け取れてしまいます。

一律でなく個々の事務に即して判断していくのであれば、本事業について、特別区の実態ではなく、都基準を妥当とする理由が、別にあるはずです。その理由について、ご回答願います。

なお、区としては、本事業について、特別区が判断し、特別区がその責任をもって定めた ものであり、かつ、特別区全体で普遍性のある事業であることから、財調で算定すべき項目 であると考えております。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側より「基準財政需要額のあり方」について、発言がありましたので、都側の 見解を申し上げます。

第一に、保育所等の利用者負担額についてです。

区側から、「利用者負担額そのものは、上限の範囲内で、各自治体の判断で決定します」「本事業は、国の上限の範囲内で対応しているもので、国の基準を逸脱しているものではありません」との発言がありました。

都としては、各区において、それぞれ独自の政策判断により、具体的な利用者負担額を設定 していること自体を否定しているものではありません。

しかしながら、財調における「あるべき需要」は、「普遍性」に加え、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要です。そのため、国の基準を逸脱していないという点をもって、ただちに「特別区の実態を、財調の水準として適用すること」は妥当ではないと考えております。

そのため、これまでの協議を通じて申し上げているとおり、都としては、本事業に関しては、 「国の定める上限額による設定」が合理的かつ妥当な水準であると考えております。

次に、区側からは「財調の基準財政需要額が、地方交付税の範囲を超える事業を捕捉するものであることについて、都区で共通認識を持つことができた」、「地方交付税の需要の範囲を超えて捕捉すべきである」と発言がありましたが、都が前回述べたのは「地方交付税で算定していない事業についても算定して」いるという事実を述べただけであり、必ずしも「捕捉すべき」であるとは申し上げておりません。

また、前回、国基準・都基準があるものについて、「議論の余地もなく、一律」に考えているわけではないと申し上げましたが、そのことは、特別区の実態のみをもって合理的かつ妥当な水準であるということを意味している訳ではありません。

更に、区側が述べた「特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えない」という点については、昨年度協議でも申し上げましたが、「該当の市町村は、地方交付税制度上設けられている25%の留保財源により対応しているものと考えられ、都区財政調整制度においても同様に25%の自主財源が設定されていることから、自主財源で対応すべき経費であると考え」ております。

第二に、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費についてです。

区側から「一律でなく個々の事務に即して判断していくのであれば、本事業について、特別 区の実態ではなく、都基準を妥当とする理由が、別にあるはず」との発言がありましたが、前 回都側が述べたのは、「議論の余地もなく、一律」に考えているわけではない、つまり議論の 結果、都基準を超える算定水準とすることを否定するわけではないということです。

前回の繰り返しになりますが、「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同 水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」です。

その上で申し上げれば、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については、過年度の協議を含め、これまで議論を重ねてきておりますが、都としては、都基準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えております。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から、「独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を 実施している」、また、そのことを否定しないものの、「財調上の「あるべき需要」を判断 する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要」といった発言がありました。

ここに言う、「独自の政策判断」について、どういう意図で使っているか理解しかねますが、都が高校生等医療費助成事業補助を開始したことは、独自の政策判断ではないのでしょうか。

仮に、都の独自の政策判断で設定した水準であれば、財調上で算定可能で、区の政策判断 で設定した水準では算定できないということであれば、納得しかねます。

そもそも、地方交付税においては、基準財政需要額は、「普遍性のある行政」を対象とするものとされています。

地方交付税では、全国の自治体における普遍性をもとに算定が決まります。財調では、特別区域に適用される制度であることから、言うまでもなく特別区域における普遍性をもとに 算定が決まると考えます。

本件に係る都の補助基準については、一方的に押し付けられた基準であると考えざるを得ませんが、そのような都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在しません。

このため、都の補助基準は、財調における「普遍性のある行政」とは言えないと考えます。 これまでの経過、また、普遍性の観点からも、所得制限等を設けずに事業を実施する特別 区の普遍的な実態をもとに算定すべきと考えます。

私からは以上です。

【都】

ただいま区側から、高校生等医療費助成事業費について発言がありました。 都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握し ておりますが、「あるべき需要」には、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要です。

そのため、当該事業について言えば、地方交付税では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入される都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えています。

各区において、それぞれ独自の政策判断により、国や都の基準を上回る事業を実施すること 自体、否定されるものではありませんが、そのことと財調算定すべきかは、分けて考えるべき であり、仮に区側提案にあるような所得制限等のない区の実態に基づいた財調算定とした場合、 財調制度そのものに対して国や他の自治体から厳しい目が向けられることは明らかです。

私からは以上です。

■ 児童相談所関連経費

【区】

私からは、児童相談所関連経費について発言いたします。

第2回幹事会において、都側から確認のあった点についてお答えいたします。

まず、固定費・比例費割合の設定や児童相談所関連経費全般に関して確認のあった点については、改めて論点メモとしてまとめておりますので、ご確認ください。

次に、新たな態容補正について確認のあった3点についてお答えいたします。

1点目に、「現行の算定方法ではどの程度乖離が発生しているのか、また、新たな態容補正を設定することで、どの程度乖離が縮小されるのか」との発言がございました。18歳未満人口を測定単位として算定した場合、決算額に対する充足率が概ね58%と算定が不足している区もある一方、概ね170%といった100%を超える区もあり、措置児童数の地域偏在により充足率に大きな差がございますが、新たな態容補正による算定では、各区とも概ね100%になります。

2点目に「今回の区案は老人福祉費の密度補正と同様の考えの補正を設定するという理解で良いか」との発言がございましたが、お見込みのとおりでございます。児童相談所関連経費が単位費用で算定されていれば、密度補正にて設定するところですが、態容補正で算定されているため、技術上、密度補正の設定が困難であり、新たな補正も態容補正にて設定をしております。

3点目に、「開設初年度と開設翌年度は、措置児童数の数値を確認することができず、2年間は措置児童数に応じた算定ができないこととなりますが、その課題について、区側の見解を伺います」との発言がございました。区としましても、措置児童数の乖離を開設初年度から是正すべきであると認識しております。しかしながら、初年度および開設翌年度は措置児童数を把握する挙証資料がないため、標準区モデルにて算定し、国への実績報告書にて確認のできる開設3年目から、より実態に近づける現在の方法が最善であると考えます。

最後に、一時保護所における児童指導員及び保育士の人員配置について、現行算定から増加している理由についてお答えいたします。

一時保護所の児童指導員等の配置については、居住空間ごとに学齢男児、学齢女児、幼児にわけ、それぞれにおいて児童指導員等を必要数配置するのが一般的な運用であると認識しております。今回、提案している配置は、現行算定の都基準に基づく人員配置より増加しておりますが、各区の実態から、児童を性別、年齢で分けた生活単位ごとのモデルを設定し、24時間365日運営を行える職員数を算出しており、妥当であると考えます。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から新たな態容補正の必要性、一時保護所の人員配置について発言がありました。

まず、新たな態容補正について、区側のご説明では、措置児童数の地域偏在により、現行の算定方法では、充足率が概ね58%の区から概ね170%の区があるところ、新たな態容補正による算定では、各区とも概ね100%になるとのことでした。また、区としても課題は認識しているものの、措置児童数を把握する挙証資料がないため、開設3年目から、より実態に近づける算定となる今回の区案が最善の方法であるとのことでした。

都としても、区間配分を是正する必要があることは理解します。一方で、現在の区案は、標準区における措置児童数、1人あたり措置経費について、次年度以降も規模を据え置くこととなっており、今後、保護単価の改定などがあった場合は標準区にその改定を反映させることができず、時間の経過とともに乖離が発生していくことが予想されます。

新たな態容補正は、児童相談所関連経費のうち、「措置費」及び「旧東京都単独補助事業」を対象としておりますが、このうち「措置費」については、国の基準に基づき措置する経費であることから、国への実績報告書により、各区の措置費は捕捉可能であります。

この新たな態容補正を設定することで、年度当初の数値確認で、新たに措置児童数の数値を確認する必要があります。その際、措置児童数だけではなく、国への実績報告書を基に各区の措置費も把握することで、次年度フレームの措置児童数、1人あたり措置経費を改定できるものと考えます。例えば、令和6年度当初算定においては、令和4年度の国への実績報告書を用いることとなりますが、数値確認により確認した数値を令和7年度フレームに用いることにより、措置児童数、1人あたり措置経費を改定いたします。なお、現在の区案は、令和3年度実績を基に経費設定をしていることから、令和6年度フレームでは改定を行わず、令和7年度フレームから改定を行いたいと考えます。

この改定方法を用いることで、保護単価の改定などがあった場合にも、その改定を反映させることができ、より適切な算定になると考えますが、区側の見解を伺います。

次に、一時保護所の人員配置についてです。

今回の区案は、令和2年度財調協議で最終的に合意した都基準ではなく、区の実態を基に配置しているとのことです。

都は、一時保護を行った児童への支援を充実するため、職員を国基準より厚く配置しておりますが、区案はその都基準をも上回る配置で経費設定しております。

都基準を上回る配置をすること自体は、否定されるものではございませんが、それが「合理的かつ妥当な水準」であるのかは十分に検証する必要があります。そこで、規模の近い他自治体の児童指導員等の配置状況はどのようになっているのかお伺いします。

また、区側から「各区の実態から、児童を性別、年齢で分けた生活単位ごとのモデルを設定し、24時間365日運営を行える職員数を算出しており、妥当である」との発言がありました。 各区の実態とのことですが、区案によると児童指導員等の配置は、全て常勤職員となっております。一方で、区側提案資料によると、複数の区において常勤職員だけではなく、非常勤職員も配置しているケースがあります。区の実態を基に経費設定するのであれば、非常勤職員を加味する必要があり、区案は妥当ではないと考えます。

最後に、特別区の人事担当部門では「職員定数算定基準」を作成しており、そのまえがきには「本基準は、昭和50年度以降各区が自主的に定数管理を行うにあたり、その参考とするとともに、都区財政調整制度における標準職員数に反映させることを目的に策定されています。」と記載があります。さらに、過去の「人件費の見直し」の協議において、区側は、「職員定数算定基準の見直し案」を基に提案されていますが、今回の児童相談所関連経費は「職

員定数算定基準の見直し案」を基に提案されているのかお伺いします。 私からは以上です。

■ 投資的経費の見直し

【区】

私からは、投資的経費の見直しについて発言いたします。

第2回幹事会において、都側から、「平成25年度の見直しにおいて都区で合意した改築単価の設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要がある」との発言がございました。

今年度の提案においては、決算単価と算定単価に大幅な乖離がある状況については確認しておりますが、平成25年度の見直しと同様の手法について、検証を行ったものではございません。

なお、併せて都側から、各区の工事実績に開きがあり、数値の精査等が必要との意見がございましたが、区側としても、ご指摘いただいた1㎡当たりの単価が1,000万円を超えるもの等、実績単価のうち明らかに上下に突出した数値について、都区の協議の中で精査を行うことについて、異論はございません。

私からは以上です。

【都】

区側は、平成25年度の見直しと同様の手法について、検証を行ったものではないとのことでした。

繰り返しとなりますが、改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した改築単価の設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要があります。

都としては、この検証がなされていない以上、今回の区側の見直し提案には合意できません。

次に、1㎡当たりの単価が1,000万円を超えるもの等、実績単価のうち明らかに上下に突出 した数値について、都区の協議の中で精査を行うことに異論はないとのことです。

明らかに突出した数値については、提案者である区側において協議前に精査を行う必要が あると考えます。

私からは以上です。